

【総合事業の主な内容】

総合事業は、要支援認定者等に対して多様な支援を行う「介護予防・生活支援サービス事業」と、全ての高齢者を対象として運動器の機能向上教室等の介護予防を行う「一般介護予防事業」から構成されています。（次ページの図参照）

① 介護予防・生活支援サービス事業

介護予防・生活支援サービス事業は、要支援認定者等の多様な生活支援ニーズに対応するため、従来、全国一律の予防給付として提供されていた介護予防訪問介護及び介護予防通所介護を市町村の実施する総合事業に移行し、従来の介護予防訪問介護及び介護予防通所介護に相当するサービスと多様な主体が参画する多様なサービス等を総合的に提供する事業です。

介護予防・生活支援サービス事業の対象者は、「要支援認定者」と、基本チェックリスト（※10）を用いた簡易な形で選ばれる「介護予防・生活支援サービス事業対象者」とします。

③ 一般介護予防事業

一般介護予防事業は、本市が行う事業と地域の互助、民間サービスとの役割分担を踏まえつつ、高齢者を年齢や心身の状況等によって分け隔てることなく、住民運営の通いの場を充実させ、人と人とのつながりを通じて、参加者や通いの場が継続的に拡大していくような地域づくりを推進するとともに、地域においてリハビリテーション専門職等を生かした自立支援に資する取組を推進し、要介護状態になっても、生きがい・役割をもって生活できる地域の実現を目指すことを目的としています。

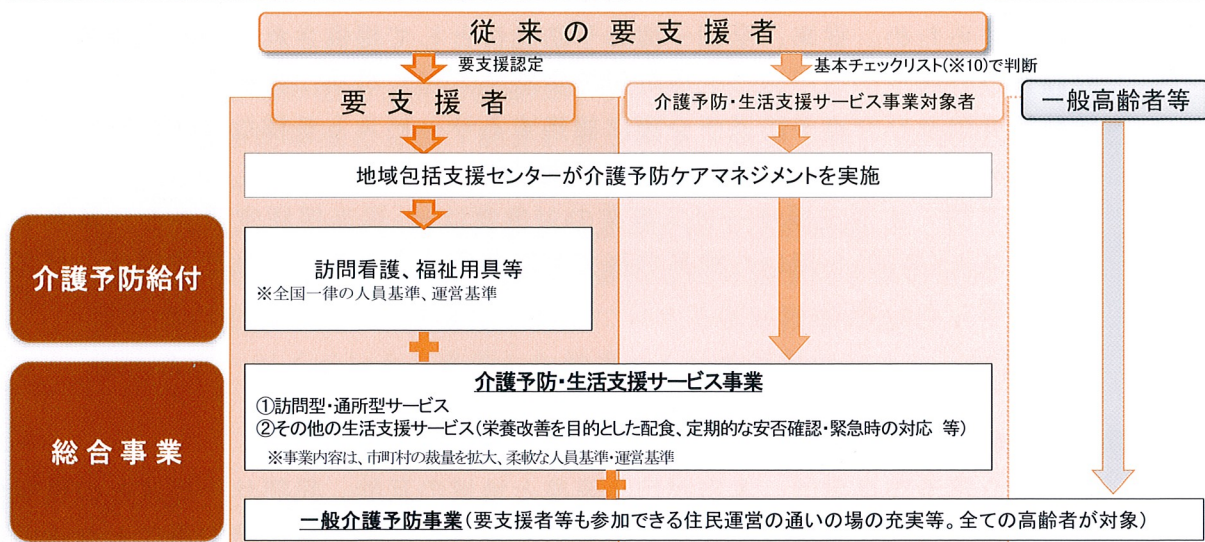
一般介護予防事業の対象者は、「全ての65歳以上の高齢者」と「その支援のための活動に関わる者」とします。

※10：基本チェックリスト 65歳以上の方を対象に、運動機能や口腔機能などの生活機能の低下を発見するための質問票（本市では「からだ」と「こころ」のチェックリスト）

■ 総合事業の概要

総合事業の概要

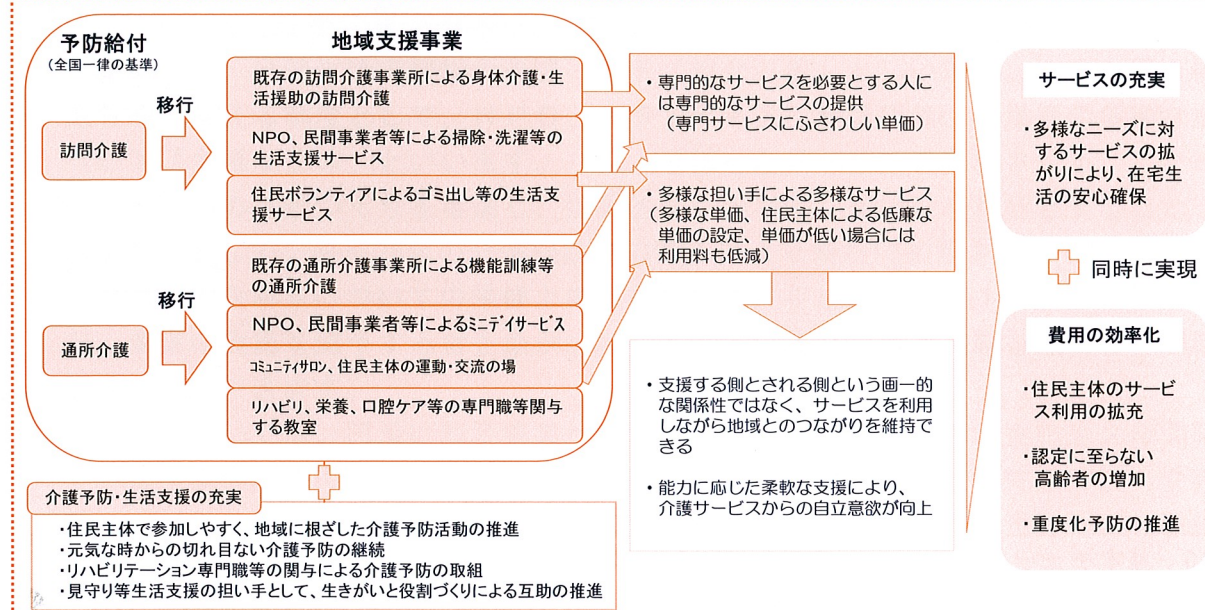
- 訪問介護・通所介護以外のサービス(訪問看護、福祉用具等)は、引き続き介護予防給付によるサービス提供を継続。
- 地域包括支援センターによる介護予防ケアマネジメントに基づき、総合事業(介護予防・生活支援サービス事業及び一般介護予防事業)のサービスと介護予防給付のサービス(要支援者のみ)を組み合わせる。
- 介護予防・生活支援サービス事業によるサービスのみの利用する場合は、要介護認定等を省略して「介護予防・生活支援サービス事業対象者」とし、迅速なサービス利用を可能に(基本チェックリスト(※10)で判断)



■ 予防給付の見直しと生活支援サービスの充実

総合事業と生活支援サービスの充実

- 予防給付のうち訪問介護・通所介護について、市町村が地域の実情に応じた取組ができる介護保険制度の地域支援事業へ移行(29年度末まで)。財源構成は給付と同じ(国、都道府県、市町村、1号保険料、2号保険料)
- 既存の介護事業所による既存のサービスに加えて、NPO、民間企業、ボランティアなど地域の多様な主体を活用して高齢者を支援。高齢者は支え手側に回ることも



(4) 認知症の方を支える体制の整備

全国の65歳以上の高齢者の約1割が日常生活自立度Ⅱ(※11)以上の認知症高齢者であると推計されており、その数は今後も増加が見込まれています。

認知症という疾患に対する正しい理解を広げていくとともに、認知症予防の強化や、正しいケアの流れの確立を急ぐ必要があります。

本市においては、これまでも認知症専門医療機関と連携した対応支援や、もの忘れ健診(※12)による早期発見の取組を行ってきたところですが、こうした取組を基礎としながら、認知症の早期発見・早期対応によりその症状の悪化を防ぎ、認知症の方ができる限り住み慣れた地域で暮らし続けることができるような施策を多面的に推進していきます。

【主な取組】

- ① 認知症予防施策の強化
- ② 認知症ケアパス(※13)（仮称：認知症ささえあいガイドブック）の作成と普及の推進
- ③ 認知症初期集中支援チーム(※14)の設置
- ④ 認知症カフェ(※15)の開設
- ⑤ 認知症地域支援推進員(※16)の配置
- ⑥ 認知症サポーター(※17)の養成及び認知症サポーター認定所(※18)の拡大
- ⑦ 認知症高齢者の見守り体制の充実
- ⑧ 若年性認知症の方の状況に合わせたサービスや制度の周知 など

※11：日常生活自立度Ⅱ 日常生活に支障を来すような症状・行動や意思疎通の困難さが多少見られても、誰かが注意していれば自立できる状態

※12：もの忘れ健診 認知症や軽度認知障害の傾向が見られる高齢者の早期発見、早期治療を目的として、特定の年齢の高齢者に対し、すこやか検診に併せて実施している。

※13：認知症ケアパス 認知症の方が認知症を発症したときから、その進行状況に合わせていつ、どこで、どのような医療・介護サービスを受ければよいのかをあらかじめ標準的に決めておくもの

※14：認知症初期集中支援チーム 医療・介護の専門職により構成されるチームで、認知症の早期診断・早期対応に向けた支援を行う。

※15：認知症カフェ 認知症の方と家族、地域住民、専門職等の誰もが気軽に参加し、認知症に関する相談や情報交換ができる場を提供

※16：認知症地域支援推進員 認知症の方ができる限り住み慣れた良い環境で暮らし続けることができるよう、地域の実情に応じて医療機関、介護サービス事業所や地域の支援機関をつなぐ連携支援や認知症の方やその家族を支援する相談業務等を行う。

※17：認知症サポーター 認知症に関する正しい知識と理解を持ち、地域や職域で認知症の方や家族に対してできる範囲での手助けを行う人。具体的には、「認知症サポーター養成講座」を受講し、サポーターとなる。

※18：認知症サポーター認定所 小売店等の一定割合の従業員等が認知症サポーターの養成講座を受講修了した場合に高齢者の方にやさしい店として認定